

領収書等貼付用紙

令和2年度分

整理番号

4

領 収 証

R3年3月18日

柳生 いんり 殿

金 額 7,998.00

上記金額正に領収致しました

但し Filmora X

事務用品・OA機器・印刷・学校用品

有限会社 青 迅 文 具

〒575-0024 大阪府四條畷市西町6番14号

TEL 06-674-4111

FAX 06-674-4111

E-mail: info@aojun.net.ne.jp

収 入
印 紙



経費の範囲

- ☐ 調査研究費
- ☐ 研修費
- ☒ 広報費
- ☐ 広聴費
- ☐ 要請・陳情活動費
- ☐ 会議費
- ☐ 資料作成費
- ☐ 資料購入費
- ☐ 通信交通費
- ☐ 人件費
- ☐ 事務所費

使途項目

- ☐ 交通費
- ☐ 宿泊費
- ☐ 自動車借上料
- ☐ 燃料費
- ☐ 有料道路通行料
- ☐ 駐車料金
- ☐ 通信運搬費
- ☐ 土産代
- ☐ 会場借上料
- ☐ 機械器具等借上料
- ☐ 委託料
- ☐ 講師謝礼
- ☐ 飲食費
- ☐ 出席者負担金
- ☐ 会費
- ☐ 印刷製本費
- ☐ 翻訳料
- ☒ 消耗品費
- ☐ 新聞雑誌購読料
- ☐ 書籍購入費
- ☐ 資料購入費
- ☐ 固定電話料金
- ☐ 携帯電話料金
- ☐ インターネット料金
- ☐ 賃金
- ☐ 賃借料
- ☐ 維持管理費
- ☐ 備品購入費
- ☐ その他の費用



点 線 枠 内 に 添 付

領収書等貼付用紙

令和2年度分

整理番号

5

雇用契約書

柳生駿祐（以下「甲」）と、平康静流（以下「乙」）は、以下の通り雇用契約（以下「本契約」）を締結する。

第1条（雇用契約）

甲は乙を雇用し、乙は甲に労務を提供する。

第2条（雇用の目的・条件）

乙は、甲の「市政報告書のレイアウト及びデザイン」を作成することとする。また、甲の作成する市政報告書の原稿をレイアウト内に配置するものとする。なお、市政報告書に記載する一切の事項は、甲が指示するものとする。

上記の成果完了について、25時間程度の労務時間となることを想定しており、労務時間には打合せに要する時間を含む。労務場所は自宅等の成果作成に適する場所とし、打合せは電話を原則とする。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和3年1月22日より令和3年3月26日までとする。

第4条（契約金額）

甲は、乙に対し、本契約の対価として¥50,000円（消費税・源泉所得税込）を支払う。

2 甲は、前項に定める金額を、成果受領の翌月末までに、乙の指定する銀行等口座へ振り込みによって支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第5条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、反社会的勢力に該当せず、関係を有さないことを表明し、かつ将来にわたって該当せず、関係を有さないことを保証する。

第6条（協議）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

以上、本契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年 1月22日

甲 住所 大阪府四條畷市南野一丁目3番5号
氏名 柳生 駿祐

乙 住所 大阪府大阪市生野区中川

氏名 平康 静流

JAキャッシュサービス

ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。
どうぞお確かめください。郵送の「ご請求」もあわせてご確認ください。

取引金融機関・店	取引金融機関・店	通番	通番
71840006	71840006	83	0042
取引日	口座番号等		
03-03-19	100057***000		
お取引内容	お振込み		
金額	¥660	お取引金額	¥50,000
おつり		お取引後残高	
時刻	11:15		
お支払可能残高			

ゆうちょ銀行

四一八

普通

ヒラヤス クスル様

122

ヤキウ シノスケ様

*印米能米能米能米能

*米02米***米

*米米能米能米能米能

0905

JAバンク

経費の範囲

- ☐調査研究費
- ☐研修費
- ☒広報費
- ☐広聴費
- ☐要請・陳情活動費
- ☐会議費
- ☐資料作成費
- ☐資料購入費
- ☐通信交通費
- ☐人件費
- ☐事務所費

使途項目

- ☐交通費
- ☐宿泊費
- ☐自動車借上料
- ☐燃料費
- ☐有料道路通行料
- ☐駐車料金
- ☐通信運搬費
- ☐土産代
- ☐会場借上料
- ☐機械器具等借上料
- ☒委託料
- ☐講師謝礼
- ☐飲食費
- ☐出席者負担金
- ☐会費
- ☐印刷製本費
- ☐翻訳料
- ☐消耗品費
- ☐新聞雑誌購読料
- ☐書籍購入費
- ☐資料購入費
- ☐固定電話料金
- ☐携帯電話料金
- ☐インターネット料金
- ☒賃金
- ☐賃借料
- ☐維持管理費
- ☐備品購入費
- ☐その他の費用

経費の範囲

- ☐ 調査研究費
☐ 研修費
☒ 広報費
☐ 広聴費
☐ 要請・陳情活動費
☐ 会議費
☐ 資料作成費
☐ 資料購入費
☐ 通信交通費
☐ 人件費
☐ 事務所費

使途項目

- ☐ 交通費
☐ 宿泊費
☐ 自動車借上料
☐ 燃料費
☐ 有料道路通行料
☐ 駐車料金
☐ 通信運搬費
☐ 土産代
☐ 会場借上料
☐ 機械器具等借上料
☐ 委託料
☐ 講師謝礼
☐ 飲食費
☐ 出席者負担金
☐ 会費
☐ 印刷製本費
☐ 翻訳料
☐ 消耗品費
☐ 新聞雑誌購読料
☐ 書籍購入費
☐ 資料購入費
☐ 固定電話料金
☐ 携帯電話料金
☐ インターネット料金
☒ 賃金
☐ 賃借料
☐ 維持管理費
☐ 備品購入費
☐ その他の費用

やぎゅう
柳生しゅんすけ

四條畷市市議会議員

2021年 No.01
4月号 市政報告
「本当に前向きな市へ！」

大阪維新の会
おおさかいしんのかい

- 1 小中学校の給食の現状は？
給食費の使い方、給食センターの今後
- 2 市職員の働き方改革は？
人材育成基本方針とは？
- 3 行財政改革、まだまだ必要！
検査体制の見直しの必要性が浮き彫りに！

プロフィール

【学歴】

四條畷学園小学校 卒業
四條畷学園中学校 卒業
大阪桐蔭高等学校 卒業
神戸大学文学部 卒業

【職歴】

農林水産省近畿農政局
四條畷市
・都市整備部建設課
・都市整備部下水道課

1984年7月(36歳)四條畷市生まれ
農林3年/市役所 約9年経歴

【編集/発行】柳生駿祐

四條畷市南野1丁目3番5号 / TEL:080-3820-0575



柳生しゅんすけの活動や最新情報はSNSをチェック！動画解説など様々な情報を提供しています

1 小中学校の給食の現状は？

給食費の使い方、給食センターの今後

小中学校の給食にかかる費用は、合計約4億円で
す(令和元年度)。このうち給食費としてご負担頂
いている金額は、食材費用です。人件費・施設費は、
市の税金で賄われており、給食の調理・配送、給食
センターのメンテナンスが主となっています。また
給食センターでは、現在4,800食が調理されています
が、最大6,000食/日の調理ができます。

給食センターは、設立から約20年経過している中
で老朽化した設備の更新時期を迎えています。この
更新をどのように行うのか伺いました。

給食のお金事情	小学生	中学生	備考
一食単価(食材費)	約255円	約285円	牛乳約59円
食材費総額	約2億3,000万円		保護者負担
人件費・施設費	約1億7,000万円		市負担

【行政答弁要約】

設備更新計画の早期策定に向け、他の業務との優先
順位を踏まえ進めたい。

柳生の考え

設備更新をクリアし、費用を下げ、かつ給食の
質を上げていくためにどうしたら良いか。選挙
公約で掲げた小中学校の給食費完全無償化です
が、ここまでの調査を踏まえて柳生にはアイディ
アがあります。

この提案内容は次回の議会、チラシでお知らせ
します！

この内容を140秒動画で簡単説明！

「柳生しゅんすけ」
今すぐTwitterで検索

@shunsukekeyagy



Twitter

2 市職員の働き方改革は？

人材育成基本方針とは？

職員の育成方針として、人材育成基本方針というルールがあります。具体的には、研修や昇進、職場環境についてどのように進めるかが書かれています。

このルール、平成19年度に策定以後変わっていない状況です。働き方改革を踏まえた制度改定が喫緊の課題となっています。いつ、どうやって変えるのか？職員の評価制度はいつ変えるのか？を伺いました。

【行政答弁要約】

令和3年度中に改定をめざし、専門的な知見を活用して庁内職員で検討を進める。評価制度は課題整理があるが、できる限りセットで改定できるよう取り組む。



◎ 柳生の考え

四條畷のことを想って仕事をして頂ける職員を育成することは、市民サービスとして返ってきます。市民サービスを上げるためには、職員のやる気、能力向上は必ず必要になります。

一方で、現状では育成方針と評価制度は分けて考えられています。しかし、育成と評価は表裏一体の関係です。同時期の改定ができるように、柳生独自で課題整理を進め、具体的な提案をしてまいります。

3 行財政改革、まだまだ必要！

検査体制の見直しの必要性が浮き彫りに！



今までの行財政改革では、予算（使い道）を削減することに議論が尽くされてきました。一方で、公共事業（工事や業務委託）は様々な企業に発注されています。使ったお金が正しく使われたのか、という検査は重要な視点です。

しかし、本市の検査のルールは、平成13年度に改定されて以降変更は加えられていません。

工事検査のルールは、いつ改定するのか？業務委託の検査はルールがあるのか？検査が甘くならない仕組みを作っているのか？を伺いました。

【行政答弁要約】

工事検査について令和3年度を目途に見直していきたい。業務委託は、全庁的に統一ルールがないが、各仕様書等に基づき検査を行っており、適切に対応していきたい。

◎ 柳生の考え

一部について、前向きな答弁を頂くことができました。四條畷市では、多くある課題に対して優先順位をつけて、様々な検討を進められています。行政が調査・研究・検討を進めるには相当な時間が必要になります。改善策について具体的に提案することで早期の解決にチャレンジします！

ご意見・ご質問がございましたら
柳生までご連絡お待ちしております！

経費の範囲

- ☐ 調査研究費
- ☐ 研修費
- ☒ 広報費
- ☐ 広聴費
- ☐ 要請・陳情活動費
- ☐ 会議費
- ☐ 資料作成費
- ☐ 資料購入費
- ☐ 通信交通費
- ☐ 人件費
- ☐ 事務所費

使途項目

- ☐ 交通費
- ☐ 宿泊費
- ☐ 自動車借上料
- ☐ 燃料費
- ☐ 有料道路通行料
- ☐ 駐車料金
- ☐ 通信運搬費
- ☐ 土産代
- ☐ 会場借上料
- ☐ 機械器具等借上料
- ☐ 委託料
- ☐ 講師謝礼
- ☐ 飲食費
- ☐ 出席者負担金
- ☐ 会費
- ☐ 印刷製本費
- ☐ 翻訳料
- ☐ 消耗品費
- ☐ 新聞雑誌購読料
- ☐ 書籍購入費
- ☐ 資料購入費
- ☐ 固定電話料金
- ☐ 携帯電話料金
- ☐ インターネット料金
- ☒ 賃金
- ☐ 賃借料
- ☐ 維持管理費
- ☐ 備品購入費
- ☐ その他の費用